

5 インターネットでの差別

インターネット上には、特定の国の出身者などに対する差別的な投稿も数多く見られます。

特定の民族を排斥する差別的な投稿（ネットヘイト）



たとえば

自宅の近くで行われた在日の外国人に対するヘイトスピーチが、インターネット上の動画共有サイトに掲載され、その動画のコメント欄は、「〇〇人は出て行け」「〇〇人は殺せ」などの不当な差別的書き込みが溢れました。



たとえば

東日本大震災や熊本地震などの大規模な災害が発生した際に、「被災地で外国人による犯罪が横行している」など様々なデマ情報が広がりました。

また、特定の国に関する報道やデマ情報を鵜呑みにして、その国の出身者や関係する施設に対して、誹謗中傷や嫌がらせ、危害を加えるなどの事案が発生しています。



ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、インターネット上で特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般的にヘイトスピーチと言われています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本からたたき出せ」や「殺せ」というものがヘイトスピーチに当たると言われています。

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。このような言動を投稿したり、拡散したりすることのないようにしましょう。



特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿の問題

部落差別（同和問題）という言葉聞いたことはあるでしょうか？ これは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

部落差別に基づく偏見や差別意識は今なお残っており、インターネット上でも、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿や、その地域に関係のある人々に対する誹謗中傷や差別的な内容の投稿が問題となっています。

出身地や居住地によって差別されることはあってはならないことから、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿をしたり、拡散したりすることのないようにしましょう。

ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守りましょう。

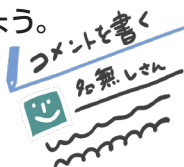
これまで取り上げてきたトラブル事例から振り返ってみましょう。

- SNS の使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。

- ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。



- 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。



- どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

- 自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報分かるような投稿をしないようにしましょう。



- インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。



インターネット上で発信をしたり、他人の投稿をシェアする前に、それが誰かを傷つけたり、自分の身を危険にさらしたりする可能性がないかを、注意深く考えましょう。

ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴います。

これまで取り上げてきたトラブル事例から振り返ってみましょう。

- 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。

- 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。



- 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。

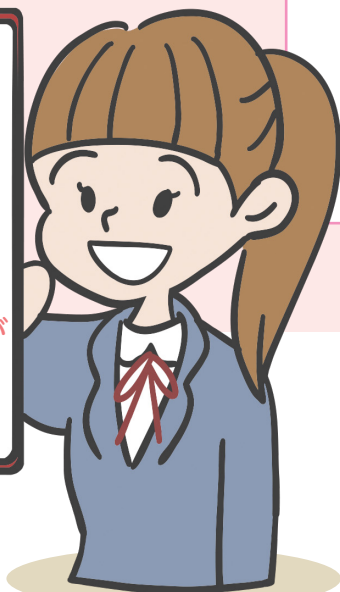


- 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。



インターネット上でも実生活でも、互いを思いやる必要があります。誰もが楽しくインターネットを利用できるよう、私たち一人ひとりが心がけて行動しましょう。

- 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。



フィルタリング、ルール、マナーは、 こどもの人権を守ります！

「フィルタリング」は必要です！

有害な情報から皆さんを守るための有効な手段として「フィルタリング」があります。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」では、携帯電話の事業者は青少年利用者に対し、フィルタリング措置を行うことが義務付けられています。スマホを購入する際には、お店の人に相談し、年齢や判断力に応じた適切なフィルタリングサービスを必ず利用しましょう。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族とよく相談し、自分の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか、きちんと確認することが大切です。

スマートフォンなどを新規契約又は 機種変更する場合

- ・新規契約時には、18歳未満であることを伝えよう。
- ・お店の人からフィルタリングの説明を受けよう。
- ・お店の人や保護者と相談し、年齢に合った適切なフィルタリングを設定してもらおう。

既にスマートフォンなどを 利用している場合

- ・年齢や使い方、判断力に応じたフィルタリングサービスを必ず利用しよう。

携帯電話会社が提供しているフィルタリングサービスの一例



こどもの学齢にあわせた
制限レベルが自動で
設定できる。

こどもの利用状況に
あわせて、保護者が
カスタマイズ設定できる。

アプリが使えない時間等を
設定でき、スマートフォンの
使いすぎを防ぐことができる。



一時的に家族の端末を使う場合や、
いわゆる格安スマホなどの利用の際にもフィルタリングを忘れずにね！

インターネットと人権 について話し合おう！

インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から保護者や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意しましょう。



家庭でルール作りをしよう！

ルールを守ることは、自分を守ることに繋がります。インターネットを利用するときは、家族で話し合っ規則を作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

【ルール作りのポイント】

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する
- 必要に応じ、ルールの見直しを行いながら、常に問題の共有ができるよう工夫する



スマートフォンなどの 使用上のマナーを確認しよう！

スマートフォンなどを歩きながら使用して、画面に釘付けになっていたために、他の人に迷惑をかけたり、スマートフォンを操作しながら自転車を運転し、思わぬ事故につながったりといったケースが多発しています。周りのことを考え、マナーを守って、危険な事故を未然に防いでいくことが、みんなの人権を守ることに繋がります。楽しく安全で、安心な生活を送るために、スマートフォンなどの使い方のマナーについて、家族の間で確認しておきましょう。



書き込みや写真、動画などの 削除依頼について知りましょう

SNS やサイトなどで、誹謗中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。

管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行いましょう。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

削除の流れ

- 1 誹謗中傷が掲載されている掲示板のアドレス（URL）などを確認します。
- 2 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。（掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理業者などの削除専用ページなどにアクセスできます。）
- 3 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- 4 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼フォーム

氏名 ○○○○○

URL http://～

掲載箇所名 ○○○○○○○

削除理由：当該掲示板に、個人を誹謗中傷する書き込みがなされ、当事者が学校でいじめを受けるなどの問題に至っております。今後もこのような掲示が継続し、書き込みが繰り返されると、当事者の精神的な苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を招きかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。



削除依頼する場合の注意事項

誹謗中傷にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板の URL やアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の掲示板やアプリなどの場合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。

削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分だけで判断せず、保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務局の相談窓口にご相談しましょう。

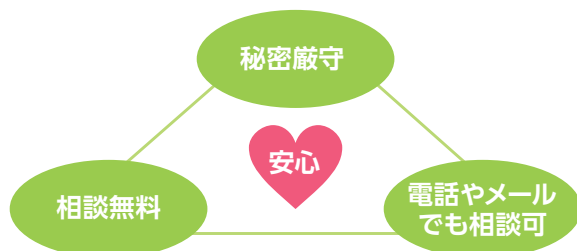


困った時には 一人で悩まず、相談しよう！ すぐに、信頼できる大人に相談しよう！

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されていたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

法務局には相談窓口があります！

もし、保護者や先生に相談できなかつたり、どうしたらよいかわかったら、最寄りの法務局の相談窓口にご相談できます。全国の法務局では、相談者の意向に応じて削除依頼の方法の助言を行うほか、違法性を判断した上で、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいた URL や掲載内容、掲載された誹謗中傷により、どのような問題が起こっているのかなど、具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



発信者情報の開示請求

誹謗中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされたときは、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人（発信者）の情報を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください。

犯罪に巻き込まれそうな場合には、 迷わず警察に相談しましょう。

相談する際には、掲載内容を印刷したものなどが証拠となります。当該掲載箇所の URL と共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。



詳しくは次のページへ

あなたのお悩みに合う様々な相談窓口があります

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

☎ 電話 ✉ メール 💬 チャット SNS



違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎ 0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター (総務省)

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談 (法務省)

☎ 0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。

[※]削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン

セーフアーインターネット協会

www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、はじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※ 上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA(情報セキュリティ安心相談窓口)があります。

※ 上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

法務局に相談する場合の流れ

全国各地の法務局の職員や人権擁護委員が、あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

相談方法は、電話相談や窓口相談、インターネット相談等があります。あなたの利用しやすい方法で、相談してください。

※ 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間のボランティアの方々です。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について



相談はこちらから

- インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
<https://www.jinken.go.jp/>



左の二次元コードを携帯電話などのバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。

インターネット人権相談

検索

- こどもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料)
☎ 0120-007-110 (ゼロゼロなのひやくとおばん)
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- みんなの人権 110 番 (全国共通)
☎ 0570-003-110 (ゼロゼロみんなのひやくとおばん)
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 女性の人権ホットライン (全国共通)
☎ 0570-070-810 (ゼロナゼロのハートライン)
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

相談窓口

- インターネット人権相談受付窓口（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）
<https://www.jinken.go.jp/>
- こどもの人権 110 番（全国共通・通話料無料）
☎ 0120-007-110（ゼロゼロなのひやくとおばん）
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- みんなの人権 110 番（全国共通）
☎ 0570-003-110（ゼロゼロみんなのひやくとおばん）
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 女性の人権ホットライン（全国共通）
☎ 0570-070-810（ゼロナナゼロのハートライン）
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

右の二次元コードを携帯電話などのバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。



インターネット人権相談

検索

外部リンク



特設サイト

SNS は ハートをつなげるもの
No Heart No SNS

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



人権啓発動画

「『誰か』のことじゃない。」
インターネット編

<https://www.youtube.com/watch?v=WaBG41gvev4>



人権啓発動画

インターネットはヒトを傷つける
モノじゃない。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni5Xlo3lhZ7CEnLTgOkR9xk4>



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの

情報モラル育成に取り組みます



法務省人権擁護局



文部科学省

人権ライブラリーのご案内

電話 03-5777-1919

FAX 03-5777-1954

人権ライブラリーでは、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルなどの収集・貸出を行っています。人権についての様々な事を調べたり学習することができます。

人権ライブラリー

検索

<https://www.jinken-library.jp/>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

複製・転載、内容などに関しては、公益財団法人人権教育啓発推進センターにお問い合わせください。